

(仮称)東京都北区暴力団排除条例案(骨子)

1 目的

北区において、区、区民等による暴力団排除活動を推進し、もって安全で平穏な生活を確保し、事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

2 基本理念

暴力団排除活動を「暴力団と交際しないこと」、「暴力団を恐れないこと」、「暴力団に資金を提供しないこと」、「暴力団を利用しないこと」を基本として、区、区民等の連携及び協力により推進する。

3 区の責務

区は、区民等の協力を得るとともに、警察等と連携を図りながら暴力団排除活動に関する施策を推進する。

4 区民等の責務

区民等は次のことを行うよう努める。

- ① 暴力団排除活動に資すると認められる情報を区又は警察等へ提供すること。
- ② 区の暴力団排除活動に関する施策に参画、協力すること。
- ③ 暴力団排除活動に自主的に、相互に連携して取り組むこと。

5 区の行政対象暴力に対する対応方針の策定

区は、行政対象暴力を防止し、職員の安全と公務の円滑な執行を確保するため、具体的な対応方針等を定める。

6 区の事務事業に係る暴力団排除措置

区は、公共工事をはじめとする区の事務事業により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の利益になると認められるときは、暴力団関係者の関与を防止するため必要な措置を講ずる。

7 公の施設からの暴力団排除措置

区が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の利益になると認められるときは、その施設の利用を拒むことができる。

8 広報及び啓発

区は、区民等が暴力団排除活動の重要性について理解を深め、暴力団排除の気運が醸成されるよう広報・啓発を行う。

9 区民等に対する支援

区は、区民等が暴力団排除活動に取り組むことができるよう、情報提供等の支援を行う。

10 青少年に対する措置への支援

区は、青少年の教育や育成に携わる者が青少年に対し、暴力団への加入や暴力団員の犯罪による被害を受けることを防止するための指導、助言等ができるよう、職員の派遣、情報の提供等の支援を行う。